

一般社団法人 日本養豚協会種豚登録規程

制定 昭和23.10.4

改正 平成26.4.1

(登録規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）の豚の登録及び子豚登記はこの規程により行う。

(品種)

第2条 登録及び子豚登記は、次の各号に掲げる品種について行う。

- (1) ヨークシャー
- (2) パークシャー
- (3) ランドレース
- (4) 大ヨークシャー
- (5) ハンプシャー
- (6) デュロック

(登録の資格)

第3条 登録は、次の各号の全てに該当するものについて行う。

- (1) 子豚登記豚又は本会が適当と認める外国登録団体（別表1のとおりとする。以下同じ。）において血統登録をしたもの
- (2) 生後180日以上で本会が別に定める種豚登録審査基準により本会が別に定める登録委員規程により委嘱した審査委員の審査（以下「審査」という。）を受け、その評価においてDがないもの又はCが3つ以上ないもの

(子豚登記の資格)

第4条 子豚登記は、次に該当するもので本会が別に定める子豚登記検査基準により本会が別に定める登録委員規程により委嘱した検査員の検査（以下「検査」という。）を受け、これに合格したのものについて本会が行う。

- (1) 本会が別に定める一腹記録規程により、血統が記録簿に登載されているものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 同一品種の登録豚の間に生産された子豚
 - イ 登録豚と本会が適当と認める外国登録団体において血統登録をした同一品種の雄豚との間に生産された子豚

(申込み)

第5条 登録又は子豚登記を受けようとする豚の所有者又は管理者（以下「申込者」という。）は、次の各号により、本会にそれぞれ該当する申込書を提出しなければならない。この場合において、(1)にあっては審査後30日以内に、(2)にあっては検査後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 登録にあっては、子豚登記証明書又は本会が適当と認める外国登録団体の発行した血統を証明する書類を添えた第1号様式

- (2) 子豚登記にあっては、本会が別に定める一腹記録規程により発行された一腹記録簿兼血統証明申込書兼移動・異動状況報告書の第2号様式

(登録)

第6条 申込者から登録の申込みがあった場合、本会は、当該申込み豚に関する所定の確認を行い、申込みの内容に相違がないと判定したものについて、登録番号を付与するとともに、登録簿に登載することにより登録を行う。

- 2 登録簿に登載する事項は、登録豚に関する品種、名号、登録番号、性別、生年月日、所有者その他本会が必要と認めたものとする。

(証明書の発行)

第7条 本会が登録又は子豚登記をしたときは、次の各号により証明書の発行を行うものとする。

- (1) 登録にあっては、第1号ひな形の証明書を発行する。
ただし、本会が適当と認める外国登録団体の発行した血統を証明する書類を有する豚については、当該豚の左耳に第2号ひな形の耳標を付ける。
- (2) 子豚登記にあっては、当該子豚の左耳に第2号ひな形の耳標を付け、第3号ひな形の証明書を発行する。

(移動証明)

第8条 登録又は子豚登記豚の所有権に移動があったとき又は相続によりこれを取得したときは、譲渡人又は相続人は第3号様式の移動証明申込書に登録証明書又は子豚登記証明書を添え、移動後30日以内に本会に提出し移動証明を受けなければならない。ただし、特別の事由があるときは、所有権の移動があったことを証する書類を添えて、譲受人から申込むことができる。

(書換え・再交付)

第9条 登録証明書若しくは子豚登記証明書又は耳標を汚損又は滅失し、書換え又は再交付を受けようとする者は、第4号様式の書換え又は再交付申込書に、汚損の場合はその証明書又は耳標を添え、滅失の場合はその事由を具体的に記入して本会に提出しなければならない。

- 2 本会は前項の証明書又は耳標を再交付する場合には再交付の証明書及び耳標には「再」の字を印することとし、再交付により元の証明書及び耳標は、その効力を失う。

(取消し)

第10条 本会が登録又は子豚登記に関して虚偽又は不正の行為があると認めたときは、その登録又は子豚登記を取り消すものとし、その証明書及び耳標を本会に返納させるものとする。

(更正)

第11条 登録又は子豚登記に関して錯誤を発見したときは、その登録又は子豚登記を更正する。ただし、更正し得ないものは、前条の例により処理する。

(料金)

第12条 登録料及びその他の料金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 登録証明料 1頭につき 2,000円(税込 2,160円)

- | | | | |
|-----|---------|---|------------------------------------------------------|
| (2) | 子豚登記証明料 | 同 | 1,000円 (税込 1,080円) |
| (3) | 移動証明料 | 同 | 1,000円 (税込 1,080円)
(子豚登記申込みと同時に繁殖者から申込み場合の初回は、無料) |
| (4) | 証明書書換料 | 同 | 1,000円 (税込 1,080円) |
| (5) | 証明書再交付料 | 同 | 4,000円 (税込 4,320円) |
| (6) | 耳標再交付料 | 同 | 800円 (税込 864円) |
| (7) | 登録審査料 | 同 | 4,000円 (税込 4,320円)
(申込者と同一組織に所属する審査委員以外に委託した場合) |
| (8) | 子豚登記検査料 | 同 | 1,000円 (税込 1,080円)
(申込者と同一組織に所属する検査員以外に委託した場合) |

(料金の納付)

第13条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金は、いかなる場合でも返還しない。

(特別の費用)

第14条 登録又は子豚登記に関して審査又は検査等のため第12条の料金以外の特別の費用を必要とする場合には、申込者はその一部又は全部を負担しなければならない。

(公告)

第15条 本会は、第6条第1項に定める登録簿を事務所に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

(事務手続)

第16条 この規程によって行う事務手続は、本会が別に定める登録等事務処理要領により行う。

(委託団体の経由)

第17条 この規程によって本会に提出する書類等は、委託団体（本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。以下同じ。）を経由できるものとする。

(電子申請)

第18条 申込者又は委託団体が、本会が別に定める登録等事務処理要領に定めるシステム利用者登録を行い、電子申請を利用した場合は、本規程に定める申込書を提出したものとみなす。

附則

1. この規程は昭和23年10月4日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人 日本種豚登録協会によりなされた登録及び子豚登記については、この規程によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた登録及び子豚登記については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた登録及び子豚登記については、この規程によりなされたものとみなす。
5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。

別表1 第3条から第5条まで及び第7条の本会が適当と認める外国登録団体

1. British Pig Association (英国種豚生産者協会)
2. The British Landrace Pig Society (英国ランドレース種豚生産者協会)
3. The Swedish Pig Breeders' Association (スウェーデン種豚生産者協会)
4. Pigtire Group U. A. (オランダ養豚農業協同組合)
5. Australian Pig Breeder's Association, LTD (オーストラリア種豚生産者協会)
6. Canadian National Livestock Records (カナダ家畜登録協会) [血統証明書の発行については、Canadian Swine Breeders Association (カナダ種豚生産者協会)]
7. National Swine Registry (全米種豚登録協会)
8. American Berkshire Association (アメリカバークシャー協会)
9. Prezydum Wojewodzkiej Rady, Narodowej Wydzial Rolnictwal Lesnictwaoddzial Produkcji Zwierzecej (ポーランド国家地方協議会農林畜産委員会)
10. Danish Pig Production (デンマーク全国養豚協議会)
11. Arbeitsgemeinschaft Deutscher Schweinezuchter E. V. (ドイツ種豚登録協会)
12. Korea Animal Improvement Association (韓国種畜改良協会)
13. Irish Pedigree Pig Breeders Society Ltd (アイルランド種豚生産者協会)

ヨークシャー種豚登録審査基準

- 一般外貌 中型で、発育がよく、全体におおむね長方形を呈し、体高があり、体上線はわずかに弓状に見え、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は短く、顔面はしゃくれ、耳はやや前外方に向かって立ち、耳間の広いもの
色は白く、なるべく斑点のないもの
- 体の構成 頸は長めでよく締まり、肩は付着よく、背はほぼまっすぐで、肋はよく開帳し、背腰は長めで、背幅は広く、胸と腹は深く充実し、下臑も深く充実しているもの
しりは広く長く、腿は厚く広く、飛節まで充実し、尾根は高く付着しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体にゆとりと締まりがあり、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

パークシャー種豚登録審査基準

- 一般外貌 中型で、発育がよく、全体におおむね長方形を呈し、体高があり、体上線はわずかに弓状に見え、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は長めで、顔面はわずかにしゃくれ、耳は直立するか又はやや前方に向かって立ち、耳間の広いもの
色は黒く、なるべく六白（顔、四肢端および尾端）のもの
- 体の構成 頸は長めでよく締まり、肩は付着よく、背はほぼまっすぐで、肋はよく開帳し、背腰は長めで、背幅は広く、胸と腹は深く充実し、下臑も深く充実しているもの
しりは広く長く、腿は厚く広く、飛節まで充実し、尾根は高く付着しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体にゆとりと締まりがあり、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

ランドレース種豚登録審査基準

- 一般外貌 大型で、発育がよく、体に伸びがあり、全体におおむね流線型を呈し、体高があり、体上線はわずかに弓状に見え、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は長く、鼻はまっすぐで、耳は大きく前方に傾斜し顔面をおおい、耳間の広いもの
色は白く、なるべく斑点のないもの
- 体の構成 頸は長くよく締まり、肩は付着よく、背はほぼまっすぐで、肋はよく開帳し、背腰は長く、背幅は広く、胸と腹は深く充実し、下腿も深く充実しているもの
しりは広く長く、後躯は豊円で、腿は厚く広く、飛節まで充実し、尾根は高く付着しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体にゆとりと締まりがあり、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

大ヨークシャー種豚登録審査基準

- 一般外貌 大型で、発育がよく、体積に富み、全体におおむね長方形を呈し、体高があり、体上線はまっすぐに見え、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は長めで、顔面はわずかにしゃくれ、耳は大きく前方に向かって立ち、耳間の広いもの
色は白く、なるべく斑点のないもの
- 体の構成 頸は長くよく締まり、肩は付着よく、背はまっすぐで、肋はよく開帳し、体に伸びがあり、背幅は広く、胸と腹は深く充実し、下腿も深く充実しているもの
しりは広く長く、腿は厚く広く、飛節まで充実し、尾根は高く付着しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体にゆとりと締まりがあり、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

ハンブシャー種豚登録審査基準

- 一般外貌 大型に近く、発育良好で、肉付きがよく、全体におおむね弓状を呈し、体高があり、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は長めで、あごはよく発達し、ほおはよく締まり、耳は直立し、耳間の広いもの
色は黒く、肩、胸および前肢に続く白帯のあるもの
- 体の構成 頸は長めでよく締まり、肩は付着よく、背はゆるやかに湾曲し、背幅は広く、肋はよく開帳し、胸と腹は深く充実し、下腿も深く充実しているもの
しりは広く長く、なるべく傾斜がなく、腿は厚く広く、下腿がよく発達しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体の締まりがよく、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

デュロック種豚登録審査基準

- 一般外貌 大型に近く、発育良好で、肉付きがよく、全体におおむね弓状を呈し、体高があり、体下線はほぼ平直で、四肢は正しく立ち、各部の釣り合いがよく移行のよいもの
顔は長めで、顔面はわずかにしゃくれ、あごはよく発達し、ほおはよく締まり、耳は前方に向かって折れ、耳間の広いもの
色は褐色で、なるべく斑点のないもの
- 体の構成 頸は長めでよく締まり、肩は付着よく、背はゆるやかに湾曲し、背幅は広く、肋はよく開帳し、胸と腹は深く充実し、下腿も深く充実しているもの
しりは広く長く、なるべく傾斜がなく、腿は厚く広く、下腿がよく発達しているもの
- 資 質 輪郭鮮明で、よく性相を現し、体質強健で、活気があり、目は温和でいきいきとし、性質温順なもの
体の締まりがよく、皮膚は薄くなめらかでしわがなく、毛は質がよく柔らかかで光沢のあるもの
- 乳器・生殖器 乳器は形質良好で、正常な乳頭が左右にそれぞれ6個以上あり、配列がよく、乳堤に過度の脂肪のないもの
生殖器は発育が正常で形質がよく、雄は尿溜りのないもの
- 肢 蹄 肢の長さは体の深さに釣り合い、肢間は広く、正しく立ち、管は太すぎず、飛節の強いもの
つなぎは弾力があり、ひづめは大きく質がよく左右が揃い、着地が確実で、歩様のよいもの

子豚登記検査基準

1. 遺伝的欠陥（鎖肛、膈肛、陰睾、間性、ヘルニア、著しい尿溜りなど）のないもの
2. 正常な乳頭が、左右にそれぞれ6個以上あるもの
3. 発育良好で、肢蹄の強いもの
4. 品種の特徴を有し、種豚としての適正を備えたものとし、次に該当するものは失格とする。
 - (1) ヨークシャー、バークシャーで顔の著しく長いもの
 - (2) ランドレース、デュロックで耳の立つもの
 - (3) ヨークシャー、ランドレース、大ヨークシャーで、白色でないもの、著しい斑点のあるもの
 - (4) バークシャーで、黒色でないもの、著しい白徴の乱れのあるもの
 - (5) ハンプシャーで、黒色でないもの、前肢から肩にかけて白帯のないもの、著しい白帯の乱れのあるもの
 - (6) デュロックで、褐色でないもの、著しい斑点のあるもの
 - (7) 耳の著しく小さいもの
 - (8) 著しくあごのゆがんだもの
 - (9) 著しく三枚肩のもの
 - (10) 肩後の著しく凹んだもの
 - (11) 後躯の著しく傾斜したもの
 - (12) 前肢の著しくX型のもの
 - (13) ひづめの著しく不ぞろいのもの
 - (14) 乳頭の配列の著しく悪いもの